

9.

設置基準

9-1 基本的な考え方

サインの設置に際しては、次の点に注意する。

■ 共通事項

- ・ 現地調査を十分に行うこと
- ・ 設置場所と場所の整合性を調整すること
- ・ サインの視認性が妨げられないこと
- ・ 夜間の視認性を高めるため、街路灯のある明るい場所に設置するよう努めること(ただし、ドライバー系サインについては、適用しない)
- ・ 道路幅員など設置場所の状況を十分に把握し、既存サインや占用物件との調整を行うこと
- ・ 利用者の歩行動線を考慮し、表示面を見やすく安全な位置になるよう設置すること
- ・ 建築限界(道路構造令第12条)を侵さないこと
- ・ 来訪者が不安なく歩けるように(一般的には200～300m間隔に設置するのが望ましい)、必要に応じてサインを設置すること
- ・ 既設サインや仮設サインを新しいサインに更新する場合には、既設サイン・仮設サインの撤去も忘れずに行うこと

■ 地下道や地下街の入口に設置する場合

- ・ 動線が複雑な場所は、特に視認性に配慮し、地上部分と地下部分との連携を図ること
- ・ 利用者が円滑に目的地へ到達できるよう、地下道入口～地下道～地下道出口での連続的な誘導を行うこと

■ ドライバー系サイン、歩車兼用系サイン共通

- ・ できる限り設置場所周辺の他の標識類とのデザイン・色彩等の統合を図るよう調整すること
- ・ 既設の標識、信号機の視認性を妨げないこと
- ・ 表示面は道路に対して直角になるように設置すること

■ ドライバー系サイン

- ・ 「道路標識設置基準」に準じて設置場所の選定を行うこと

9-2 各サインの設置基準

1] 歩行者系サイン

基本的に歩車道境界側に設置することとする。設置に際しては、以下の点に留意する。

- ・ サインを利用する人にとって視認しやすいこと
- ・ サインを見ている人が通行者の妨げにならないよう、サイン前面に十分なスペースがあること
- ・ サインの上端は 3,000mm を標準とし、設置箇所と歩行面に高低差がある場合は、標準高さとなるように高さを調整すること

ただし、歩車道境界側に照明、街路樹などがあり設置が困難な場合は、歩道内の敷地境界寄りや公園などの公共用地に設置する。

①総合案内サイン

(設置場所)

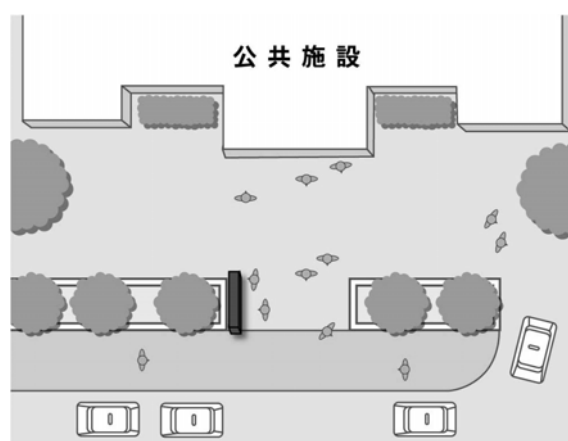
- ・ 駅、主要公共施設、観光拠点等の『人の行動の起点となる場所』



②地域案内サイン

(設置場所)

- ・ 公共施設など『人の行動の起点となる場所』
- ・ 大規模な交差点など『人の分岐点』



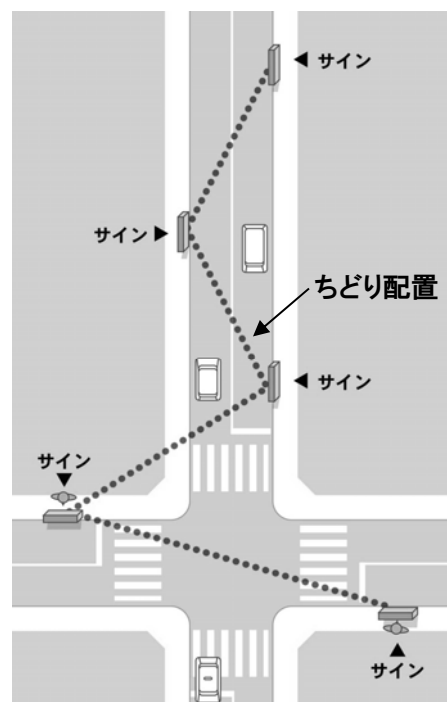
③施設誘導サイン

(設置場所)

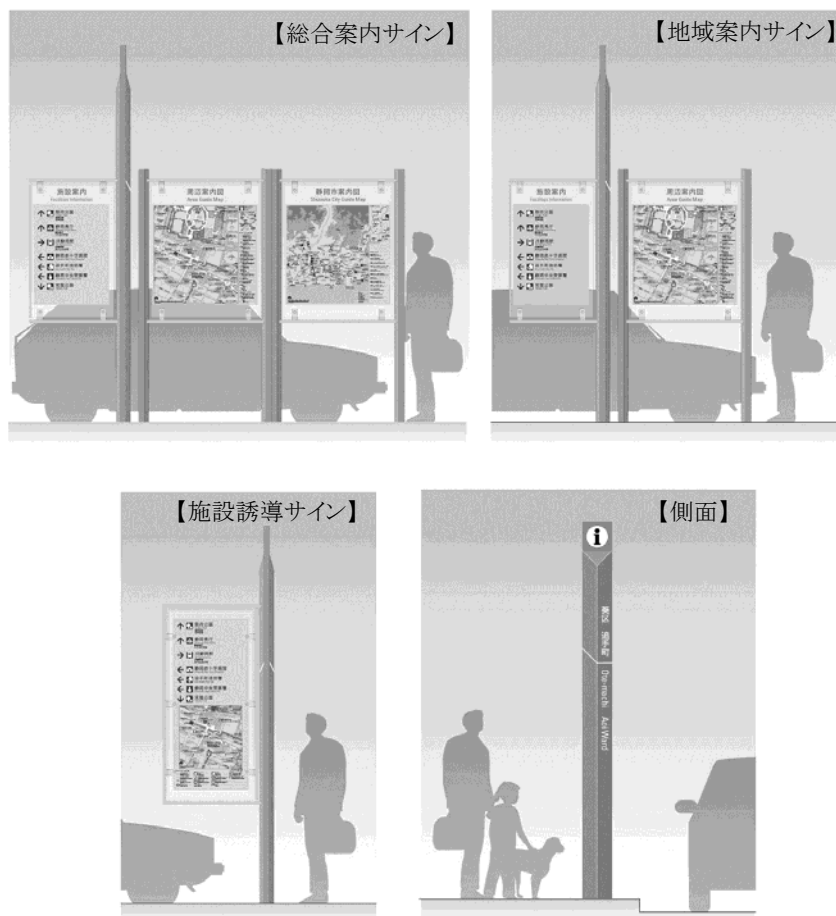
- ・ 歩行者の往来が多い主要交差点
- ・ 道路の分岐点
- ・ 直線で距離が長い場合

(設置方法)

- ・ 両側に歩道を有するなど広幅員の道路では、両側にサインが必要となるため、基本的に「ちどり配置」とする。
- ・ 比較的大規模な交差点に設置する場合は、交差点を挟んで2箇所に設置する。



■設置例



2] 歩車兼用系サイン

主として以下のような場合に使用することとする。

- ・ 周辺に案内する施設が少なく、歩行者系サインとドライバー系サインに分けて設置する必要がない場合(郊外など)
- ・ 歩道がなく、歩行者系サインが設置できない場合
- ・ 道路幅員が狭いなど、大型のドライバー系サインの設置が困難な場合
- ・ 大型のドライバー系サインを設置することが、周辺環境からふさわしくない場合

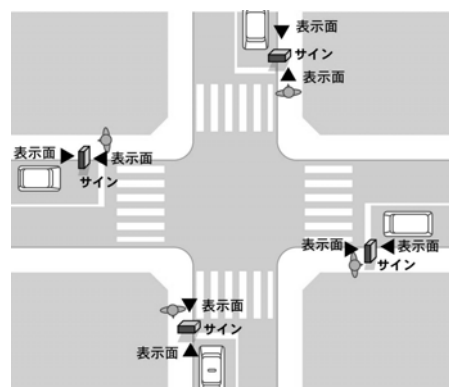
また、表示板の設置高さについて以下の点に留意する。

- ・ 横型の表示板の設置高さ(路面から表示板の下端までの高さ)は、2,650mmを標準とする。

(設置方法)

○交差点

- ・ 歩道上の歩車道境界側に設置する。
- ・ 歩道のない場合は路肩に設置する。
- ・ 大規模な交差点に設置する場合は、交差点を挟んで2基設置する。
- ・ 縦型は、歩行者等の通行に支障のない植栽帯のスペースなどに設置する。

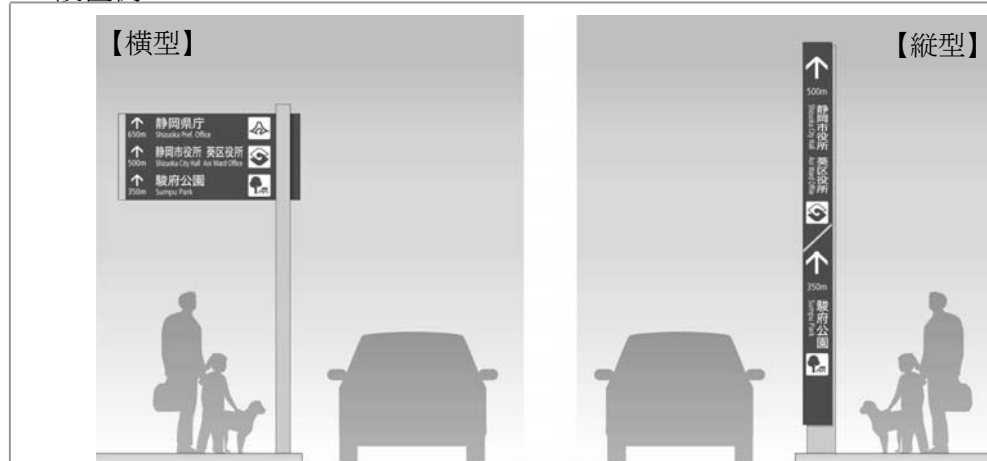


○T字路

- ・ 交差点の手前に設置する。
- ・ 縦型は、歩行者等の通行に支障のない植栽帯のスペースなどに設置する。



■設置例



3] ドライバー系サイン

広域幹線道路から施設へ至る経路の途上、主要な交差点などに設置する。また、設置高さについては、以下の点に留意する。

- 表示板の設置高さ(路面から表示板の下端までの高さ)は、5,000mm を標準とする。

(設置方法)

○交差点

- 歩道上の歩車道境界側にオーバーハング方式により設置する。
- 通常は片面表示とし、交差点を挟んで2基設置する。

○T字路

- 道路幅員が狭い場合にのみ表示板の両面表示を認め、設置サインを1基とする。



■設置例



9-3 街路樹への対応

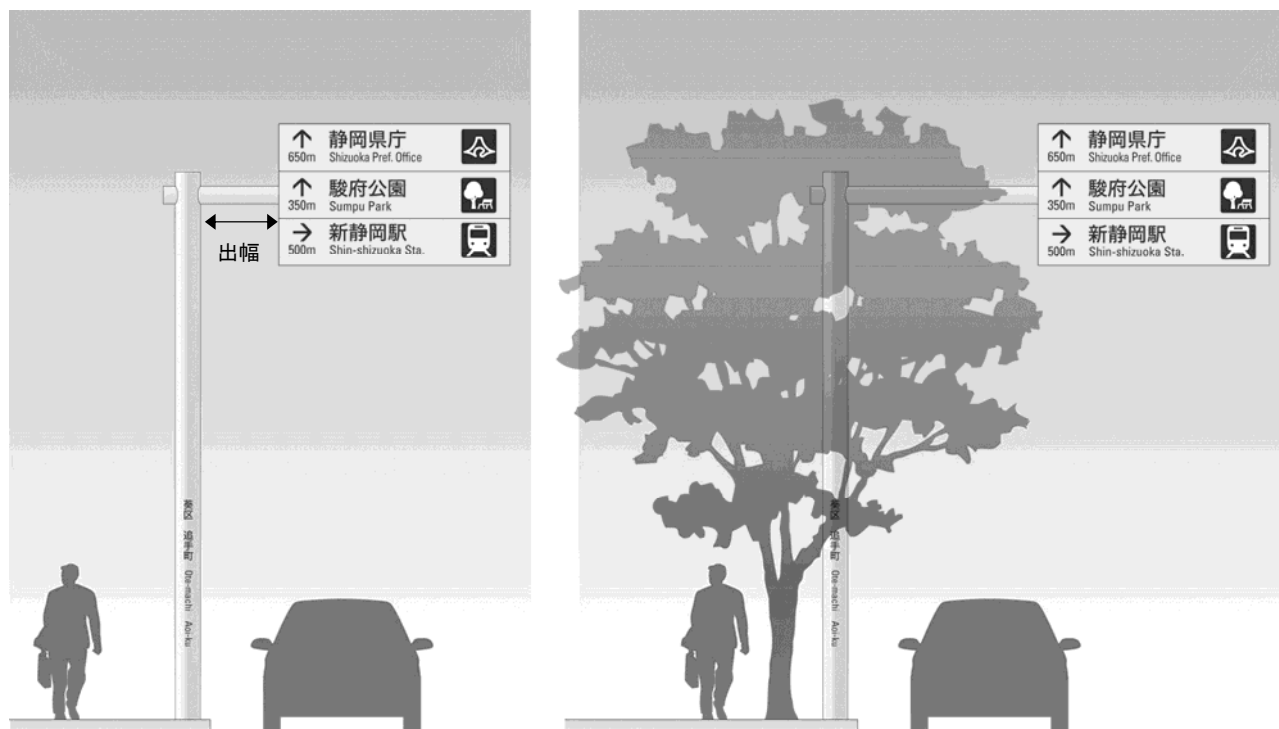
サインの基本的な考え方として、「視認性を高める」必要がある。実際には、サインを設置する歩道には街路樹があり、そのままでは視認性の確保ができない箇所もある。しかし、サインの視認性を高めるために樹木の枝葉を伐採することは避けるべきであり、よってサイン設置箇所に街路樹のある場合には次のように対応する。

■ 歩行者系サイン、歩車兼用系サイン（縦型）

基本的には、植栽樹の中に設置することは避ける。万が一設置する場合は、植栽の成長によってサインの表示面が覆い隠されたり、サインのメンテナンスの障害となることがあるため、注意する。

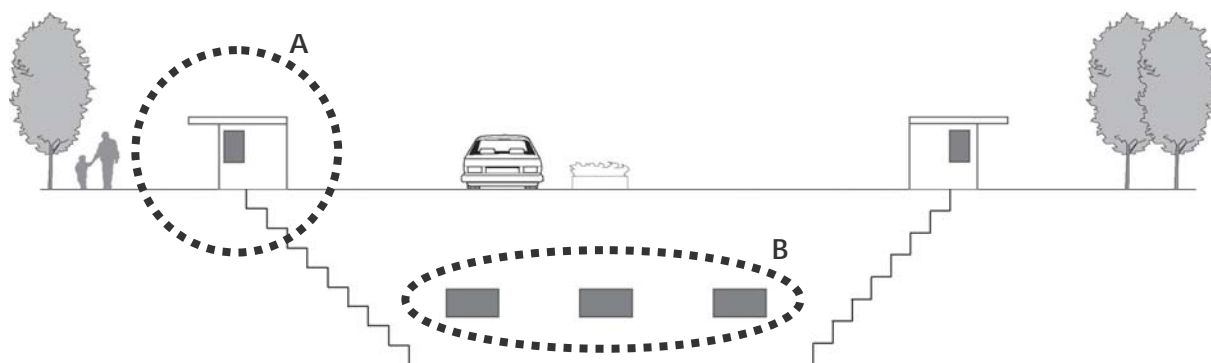
■ 歩車兼用系サイン（横型）、ドライバー系サイン

高木が植栽されている箇所では、繁茂期において樹木が視認性を妨げないか検討する必要がある。植栽の枝葉と重なる場合は、樹木を伐採せずに視認性を確保するため、サイン表示面の持ち出しの出幅を調整することで対応する。



9-4 地下道・地下街

静岡市の都市構造は、JR 静岡駅から地下道、地下街が街の中心部まで伸びた特徴的な構造である。外来者が円滑に移動するためには、地上部と地下部を連続して誘導することが重要である。（具体的なサインの形状については、「11.応用・展開」にて記述。）



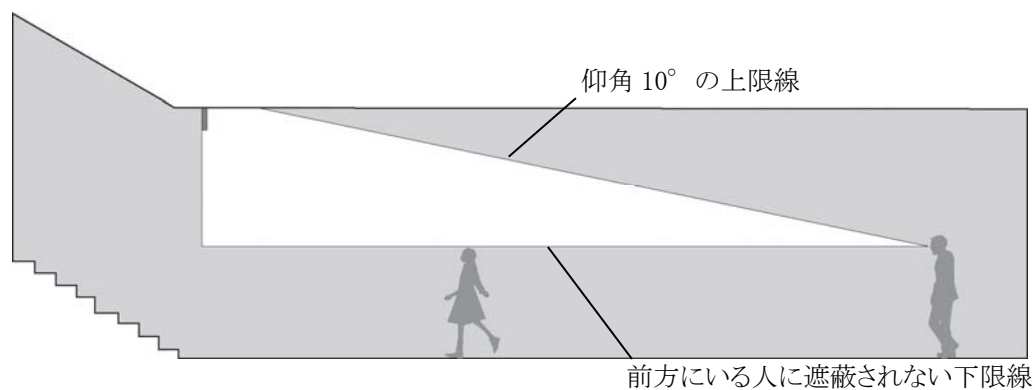
■ A：地下道・地下街の出入口付近

さまざまな情報や占有物があり、煩雑な空間となりがちである。利用者が位置を確認しやすいように、設置場所や向き等に配慮する。

■ B：地下部分

<遠くから視認する場合>

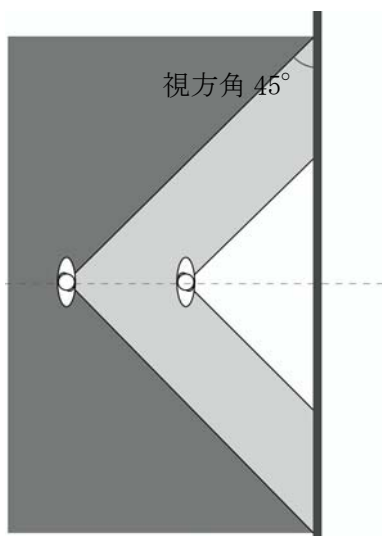
下図の白部分の範囲が、遠くから視認できる範囲である。車いす利用者の視点は低いので、見やすい範囲は通常の歩行者に比べてかなり狭く、配慮が必要である。



- ・ 移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視界に入りにくい。一般的には仰角 10° より下が視認できる範囲と言われている。
- ・ 視認者の前方に視界を遮る他の通行者がいると考える。

<近くから視認する場合>

下図の白部分が近くから認識できる範囲である。表示面から離れることで薄灰色の部分まで視認できるようになるが、地下道の幅員や利用者の動線路などに配慮して形状を決定する必要がある。



- ・ 視方角とは、見る人の視軸と視対象のなす傾きのことを言い、視方角が 45° 以下になると誤読率が増すとされている。

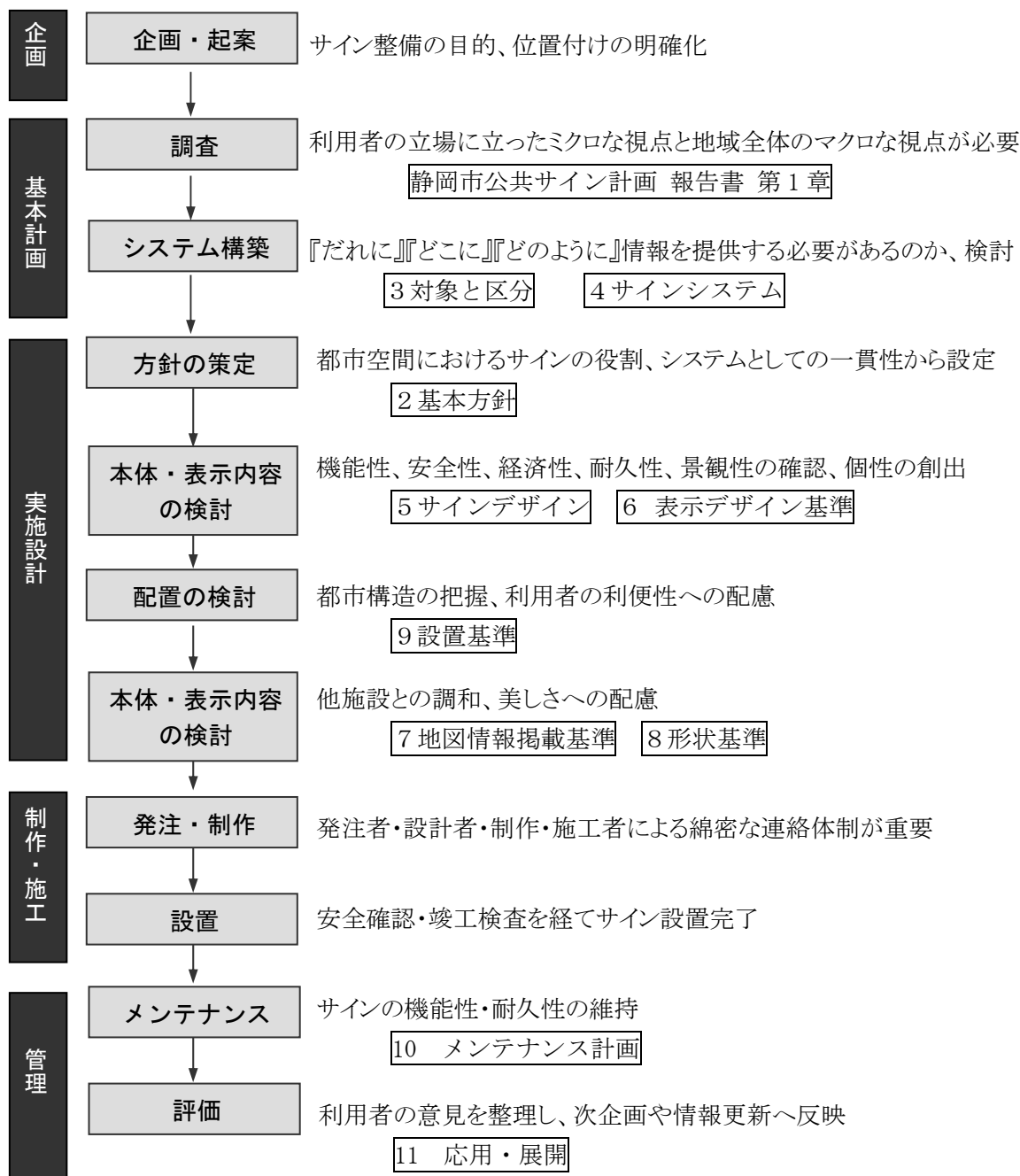
10.

運用管理

10-1 運用システム

1] サイン整備の流れ

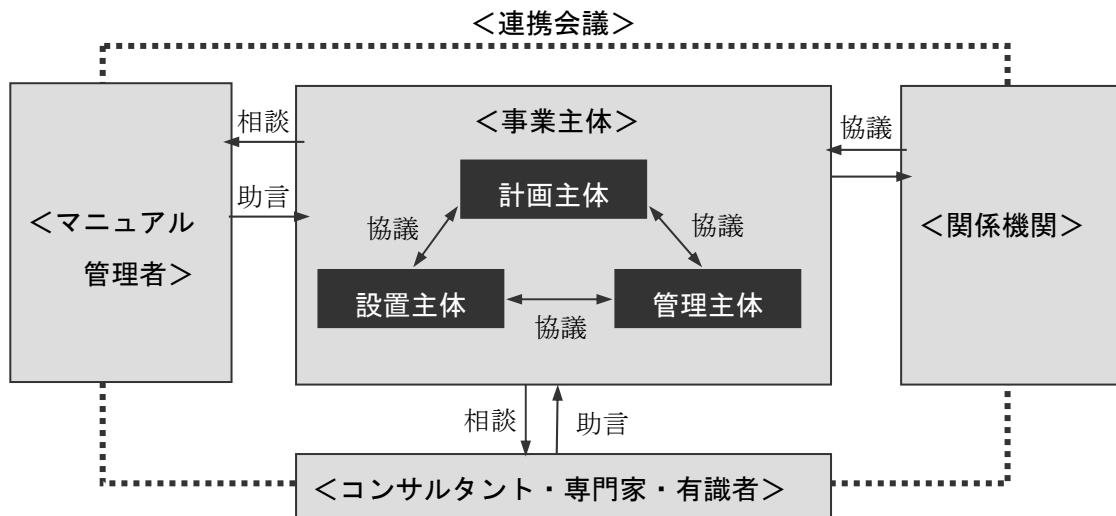
サインは、企画から管理までのプロセスを適切に行うことで、よりよい状態を効率的に維持していくことができる。各段階とも必要に応じて道路管理者等の関係機関との調整を行う。



2] サイン整備の体制

現在の都市空間には様々な種類のサインが設置され、サインに関する機関も多岐に渡っている。

サインの整備体制は、『事業主体』を主軸として『関係機関』『マニュアル管理者』『コンサルタント・専門家・有識者』に大別することができる。さらに、利用者の利便性や今後のサインに求められる役割を考えると、各機関が相互に連携した整備が求められ、『連絡会議』など事業主体内外の整備体制をつくることが望ましい。



10-2 メンテナンス

サイン管理には、2つの種類がある。一つは定期的な清掃や部品の交換などを行う「本体のメンテナンス」と、もう一つは都市の変化に伴う表示内容の修正・更新を行う「情報のメンテナンス」である。日常の点検や定期的なメンテナンスを行うことで、耐久性・機能性を長く維持することができる。

1] 本体のメンテナンス

■ 定期的な清掃・点検：年に1回程度

<清掃>

- ・ 定期的な水洗いと乾拭きを行い、大気中の成分による腐食を防ぐ。
- ・ 汚れがひどい場合には、家庭用の中性洗剤を薄めて使い、その後よく水洗い、乾拭きし、水気を取り除く。
- ・ 張り紙や落書きなどを取り除く。
- ・ 軒下など雨水洗浄されない部分や大気中の煤煙が多い場所は、清掃回数を増やす。

<点検>

- ・ ガタツキ・ボルトの締め付け状況を確認、修繕を行う。
- ・ 破損や傷などの状況を確認、修繕を行う。
- ・ 傷などによる塗装の部分的な剥がれについては、塗装補修を行う。

■ 印刷シートの交換(歩行者系サイン)：適宜

■ 本体の修繕・交換：適宜

2] 情報のメンテナンス

■ 情報の追加：公共性の高い施設が建設された場合など

- ・ 変更内容を印刷したシートやカッティングシートを、表示板に部分的に貼り込むことで対応する。

■ 表示板(印刷シート)の取り替え：道路や大規模な施設の建設が行われた場合など

- ・ 表示内容が大幅に変更する場合は、表示板(印刷シート)全体を取り替える。

■ 情報内容の一元的な管理：適宜

- ・ 都市の情報は刻々と変化している。この変化に対応して、サインを常に機能的に保つためには、情報をデータ化して一元管理することが重要である。

11.

応用・展開

11-1 応用・展開

このマニュアルでは主に「総合案内サイン」「地域案内サイン」「施設誘導サイン」について数種類のサイン計画を行っている。まちの道路空間には、このほかにも様々な種類の公共サインが存在しており、本章ではそれらのサインのデザイン展開について、チェックリストと展開例を示す。

＜他の公共サインの例＞

[分類]	[種類]	[主な目的]
地点名サイン	・「通り名称サイン」 ・「町名表示サイン」	道路の名称や町名などを示す
防災サイン	・「避難所誘導サイン」	避難誘導の円滑化等を図る
説明サイン	・「史跡サイン」	史跡等の内容紹介や理解促進を図る
	・「地下誘導サイン」	地下部分の誘導を行うことで、サインの連続性を高める
規制サイン	・「自転車等放置規制区域サイン」	安全管理や利用の円滑化を図る

1] サイン設計におけるチェックリスト

応用・展開で示すサインについても、「4-1 デザインコンセプトの検討」で示した考え方を採用し、静岡市全体で統一感のあるサインとなるよう配慮して計画を行う。

実際のサイン計画に際しては、サイン本体、表示方法について下表のチェックリストを活用されたい。

■サイン本体	1. 認識しやすい位置に設置しているか	
	2. サイン周辺は安全な環境であるか	
	3. 設置高さは見やすく設定されているか	
	4. 周囲の景観に調和しているか	
	5. 車椅子の人、高齢者、子ども等が利用しやすい形状であるか	
	6. 他サインと統一感が保たれているか	
■表示方法	7. 認識しやすい書体を使っているか	
	8. 文字・ピクトグラムの大きさは適切であるか	
	9. 認識しやすい配色となっているか	
	10. 他サインとの情報の整合性は取れているか	

2] 応用展開例

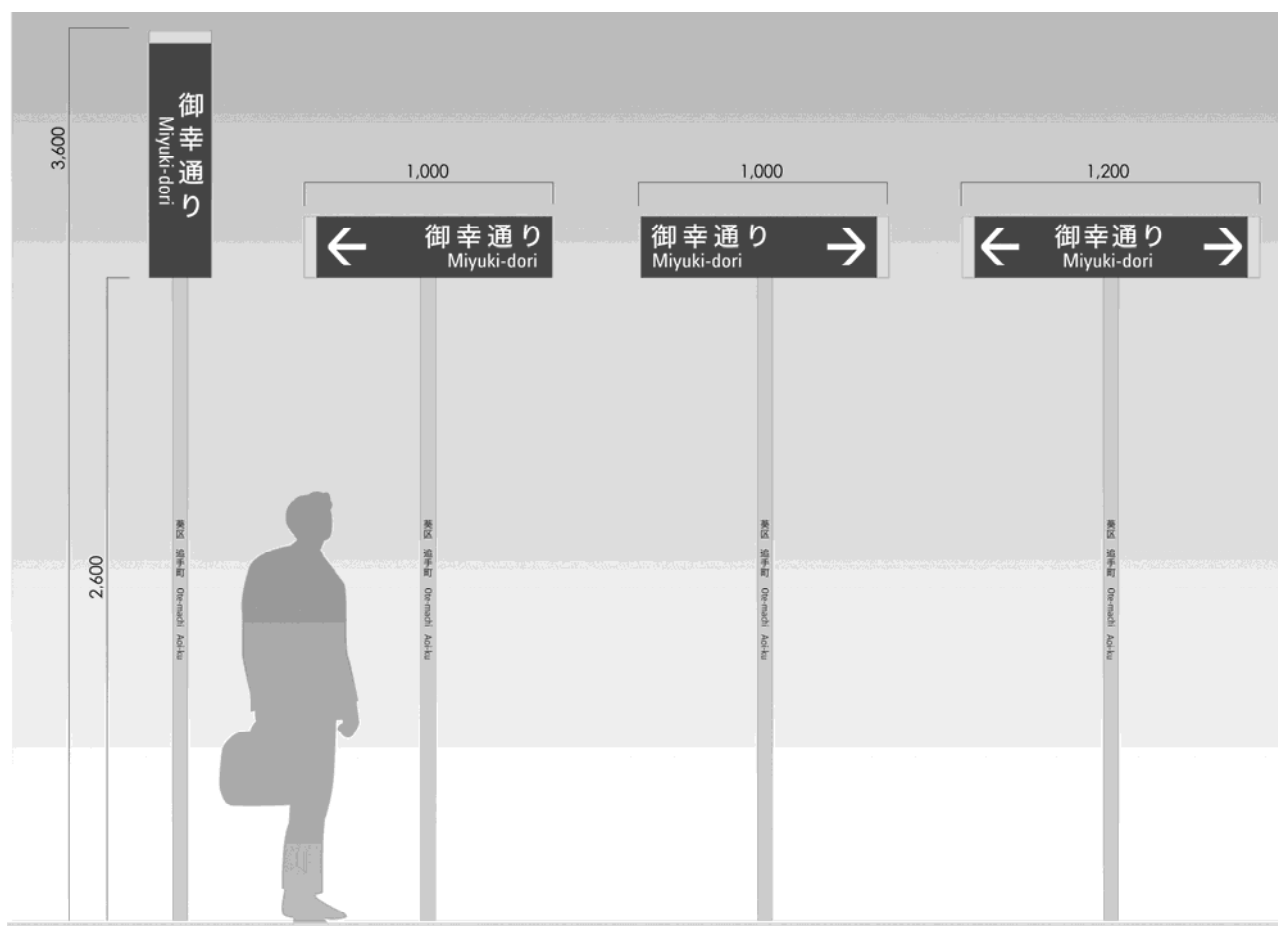
① 通り名称サイン

静岡市を訪れる人にとって、通り名称の表示はまちを理解する上で重要である。設置場所に合わせてサインの形状を設定し、適切な情報提供を行う。

■ 考え方

- ・ 歩車兼用系サインと調和するデザイン
- ・ 主要なサインと統一された色
- ・ 文字書体や図形の整合

■ デザイン例



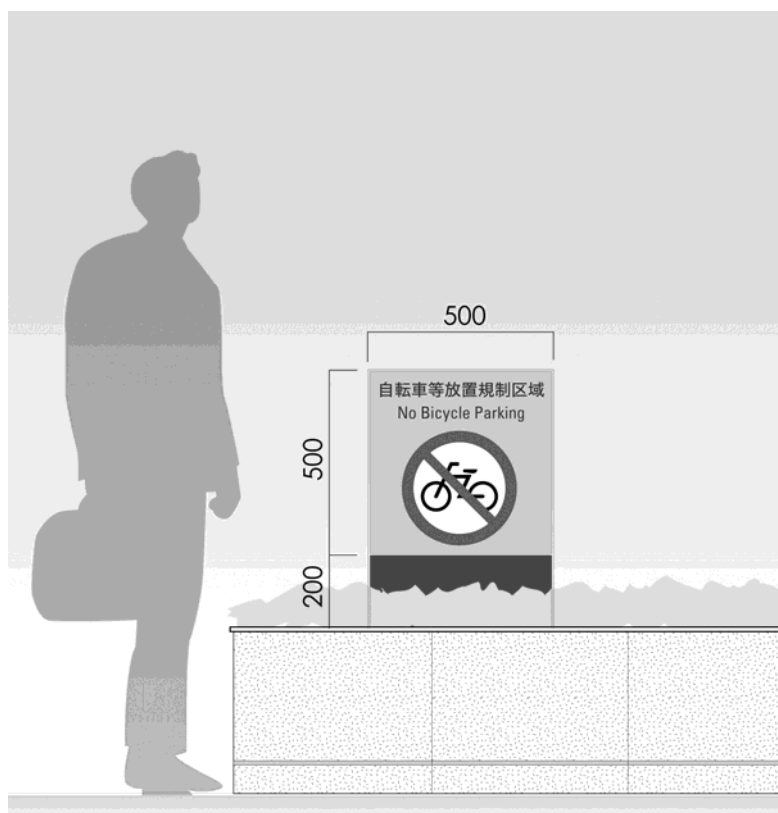
②自転車等放置規制区域サイン

放置自転車を取り締まるために、街中には様々な種類の規制サインが設置されており、煩雑な景観となっている箇所もある。他サインとの整合性を確保しながら、設置場所の環境に合わせた適切な表示方法、サインデザインが望まれる。

■ 考え方

- ・ 必要な情報だけを分かりやすく表現する
- ・ 周辺環境(植栽帯など)と調和した形状
- ・ 歩行者系サインとの全体形状の整合
- ・ 主要なサインと統一された色
- ・ 文字書体や図形の統一

■ デザイン例



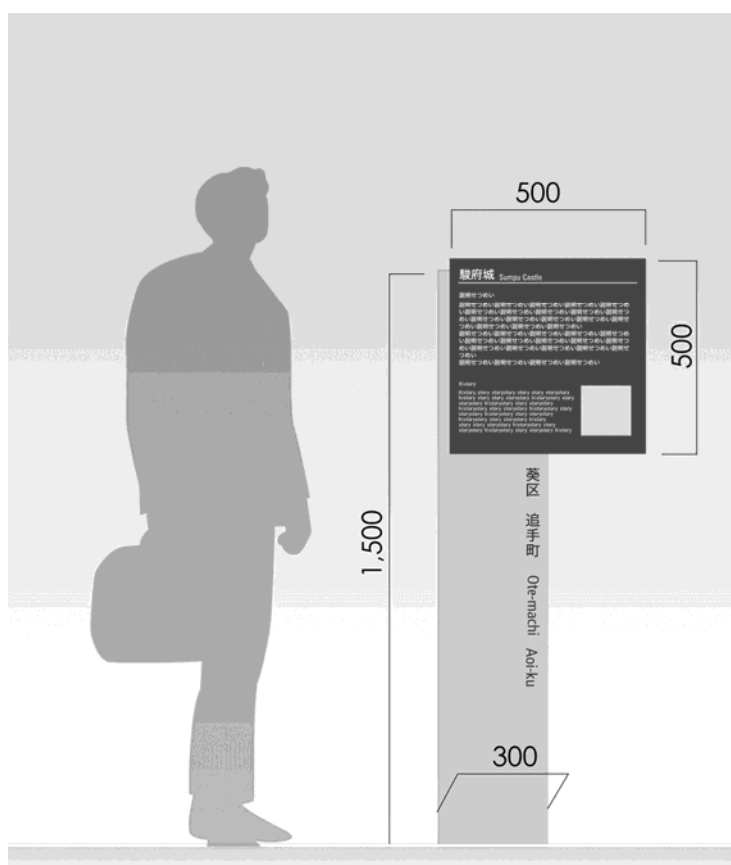
③ 史跡サイン

静岡市を訪れる人へ静岡市の観光資源(自然、歴史など)を紹介し街の魅力を高めるために、分かりやすくデザイン性の高いサインを設置して情報提供を行うことが重要である。

■ 考え方

- ・ 周辺環境(植栽帯など)と調和した形状
- ・ 歩行者系サインとの全体形状の整合
- ・ 主要なサインと統一された色
- ・ 文字書体や図形の統一

■ デザイン例



④地下誘導サイン

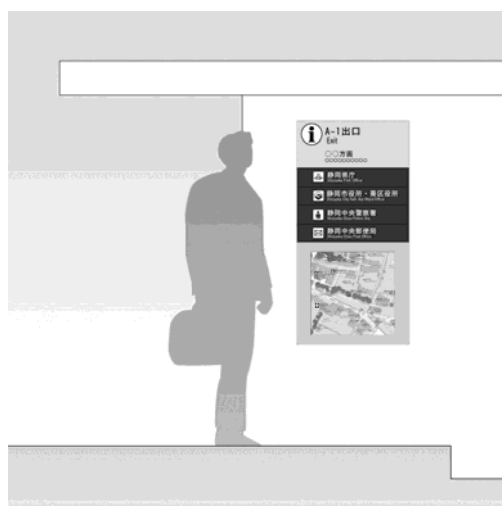
静岡市は地下道、地下街が静岡駅から街の中心部まで伸びた都市構造であり、地下空間には案内サインが設置されている。今後設置するサインについては、設置基準(9 設置基準 4) 地下道・地下街を参照)に基づいて、英語表記やピクトグラム等を用いて、屋内外で統一感のあるサイン景観を創出することが重要である。なお、形状・寸法については設置場所に合わせて調整を行う。

■ 考え方

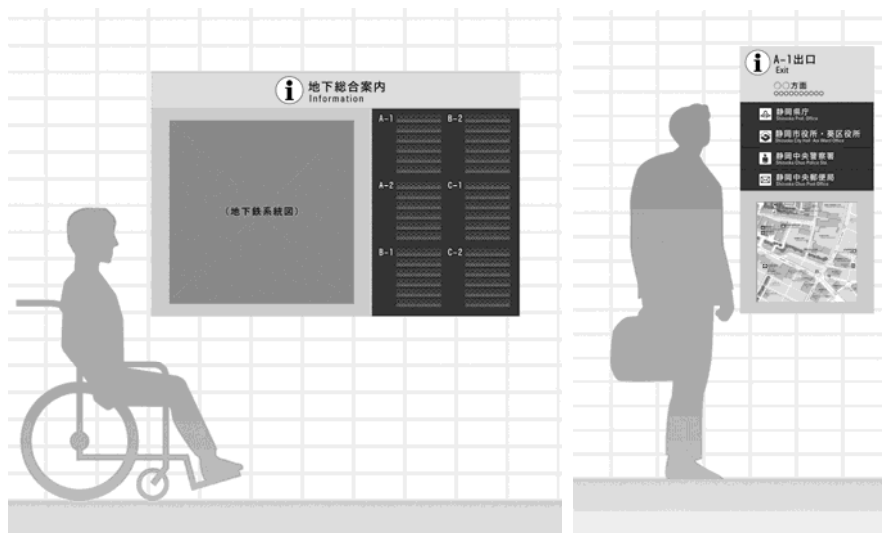
- ・ 主要なサインと統一された色
- ・ 文字書体や図形の統一

■ デザイン例

[地下道・地下街の出入り口付近に設置する場合]



[地下部分に設置する場合]



⑤照明、交通標識との統合化

道路空間には多くのサインが設置されており、サイン+照明灯、サイン+照明灯+交通標識など、サインとそれ以外の屋外構造物を組み合わせるにより、構造物の乱立を防ぎ、景観を整える。ただし、サインと組み合わせる構造物の数量的なバランスが取れていないと、逆に景観を煩雑にする恐れもあるため、十分に配慮する。

■ 考え方

- ・ 照明灯との統合化
- ・ 交通標識との統合化

■ デザイン例

[サイン+照明灯]



[サイン+照明灯+交通標識]



⑥サイン設置のスペースが確保できない場合

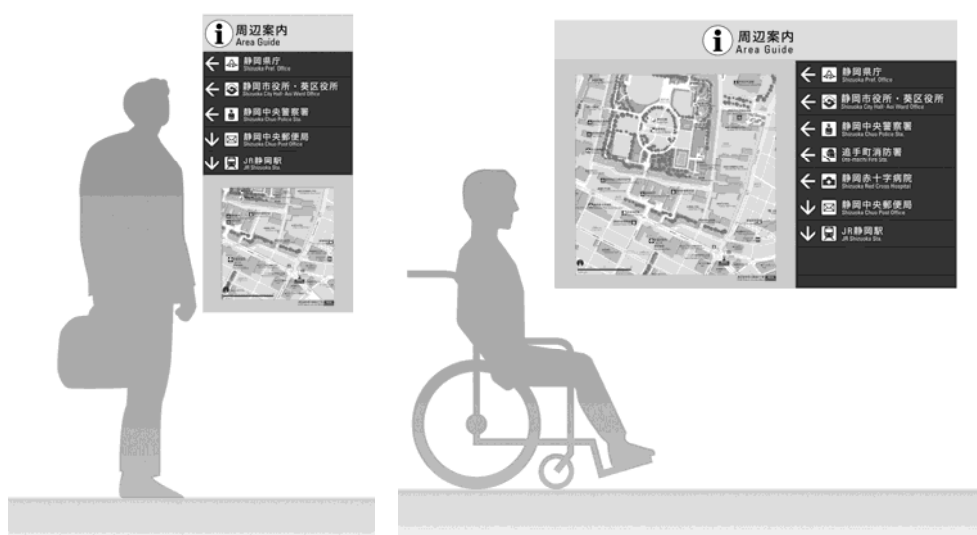
本章で提案した歩行者系サインは、屋外に構造物として設置するタイプである。構造物を設置するための十分なスペースが確保できない場合は、シートを用いて、既設建築物の壁面や道路空間の既設構造物へ貼り付けることとする。

■ 考え方

- ・ 主要なサインと統一された色
- ・ 文字書体や図形の統一

■ デザイン例

[既設建築物の壁面へ貼り付ける場合]



[既設構造物へ貼り付ける場合]



⑦QRコード、CCコード

携帯電話やインターネットなどの通信機器の普及により、面倒な入力なしに携帯端末用のホームページにアクセスできる「QRコード(※1)」や「CCコード(※2)」の利用が増えてきており、静岡市の一部のサインでは既に導入が始まっている。

サイン板面に表示できる情報量には限りがあるため、静岡市の地域情報やイベント情報などを発信するツールとして、必要に応じてQRコードやCCコードの導入をしていくことが望まれる。

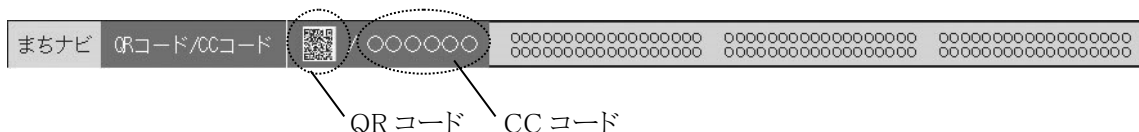
基本的には、QRコード、CCコードの印刷されたシートをサインの余白部分に貼り付けることとする。

■ 考え方

- ・ 主要なサインと統一された色
- ・ 文字書体や図形の統一

■ デザイン例

[シート部分]



[携帯に呼び出される画面(案)]

静岡市 まち歩き案内

[まち歩き情報]

- 通り
- 通り
- 通り
-

[地域情報]

- HP
- HP
- HP
-

[静岡情報]

- イベント情報
- 観光情報
- 市バス・鉄道情報

- 地図
- 静岡市役所公式サイト

※1

QRコードとは、「Quick Response」を略したもので、バーコードが進化してより多くの情報量を素早く扱えるように開発されたものである。QRコード対応の携帯電話で撮影すると、面倒な入力なしに携帯電話のホームページにアクセスすることができる。

※2

CCコードとは、ナンバーアクセスとQRコードを組み合わせることで、QRコードに対応していない機種を含め、携帯ユーザー全てが目的のサイトにアクセスできるようになるコードのことである。